# 精嚢腺並びに精管末端部の異常拡張症に就て

大阪医科大学皮膚泌尿器科教室(泌尿器科主任 石神教授)

次 睯 加 古 矢 田 文 平 秀 吉 田 政 道 中 野 順

# Pathological Dilatation of the Seminal Vesicle and Seminal Duct End

Jōji Ishigami, Masaru Kako, Bunpei Yada, Hidemasa Yoshida and Jundo Nakano

From the Department of Urology, Osaka Medical Collage, Osaka, Japan

(Director Prof. J, Ishigami)

So far, only 20 cases of seminal cyst or diverticulum have been reported in Japan and other countries. Etiology and location of its development are not still clearified. The authors suggested to apply a term, "pathological dilatation" to seminal cyst or diverticulum on the basis of 8 cases to whom a review of articles regarding to this disease and some clinical investigation have been undertaken.

According to cystic dilatation of the vesicle located in the posterior aspect of the bladder and to which vesiculography was successfully performed, an introduction of classification of the above into three groups, dilatation of the seminal duct, partial or total pathological dilatation of the seminal vesicle itself, and pathological dilatation of the Müller's duct, has been attempted. Furthermore, it has been reported that it is reasonable to suspect this disease in male sterility and to make them fertile by excision of the dilated portion, on the basis of the facts that this disease were often found in male sterility and that majority of the cases with this disease were in sterility.

#### Ⅰ 緒 冒

精管末端部,即ち,精管膨大部,精嚢腺,射精管,前立腺,ミユーレル氏管残基等に認められる嚢腫様拡張については,精嚢腺嚢腫,精嚢腺憩室,ミユーレル氏管嚢腫,前立腺嚢胞(腫)等の名で呼称され,又比較的稀なものと考えられている.此の種の疾患の記載は1872年 Smith"の Hydrocele of the Seminal resicle としての報告に始まるが,以後内外文献を含めて二十数例に過ぎない.又その発生母地及び原因に

就ては諸家によつて意見がまちまちであり,特に古い年代の報告は記載が充分でなく現在正確にその性質を判定する事に困難を感じる症例も少くない。吾々は日常外来に於ける精囊腺X線撮影に際し,種々の程度のこの部分の異常拡張像に遭遇し,少くとも自覚症状を欠いた此等の症例は決して稀なものではない事,更にそれが不妊其の他不明の症状の原因とない事を認めている。茲に吾々の経験した8症例に就いて其の経過を概述し,特に剔出術によつて発生母地を確め得た2症例を中心に

その発生機転,分類等に就いても考察を加えたいと考える.

# Ⅱ 症 例

症例1,広〇陽〇,29才,農業.

主訴:血精液症及び不妊.

家族歴及び既往歴:特記すべきものはない.

現病歴:結婚後5年目になるが未だ子を得ない. 夫人は産婦人科的検診の結果異常を認めていない. 性生活に支障なく,性機能も正常である. 上記不妊の訴えの他に約1ヵ月前より精液中に血液の混ずるのに気付いたが,射精痛はない. 然しその頃より軽度の排尿障碍と会陰部の不快感があり,その後数回の射精液検査に於て何れも血液の混入を認めている.

現症:体格,栄養共に中等度,両腎は触知せず,膀 胱部にも異常を認めない。外性器の発達は正常で外尿 道口にも発赤を認めない. 直腸指診で前立腺は正常で あるが、その上正中線部に拇指頭大の腫瘤を触れる. 表面は平滑で、弾性軟、圧痛はないがその周辺の触診 によつて特有の不快感を訴える. 血圧125~80mmHg. 梅毒血清反応 (一) である. 血液所見にも異常を認め ず,血液凝固時間も正常である.尿所見:自然尿は清 澄, 黄褐色で蛋白 (-) 沈査に異常所見を認めない が,上記前立腺上部の腫瘤部を圧迫した後の尿は暗褐 色の小血塊を散在性に、精嚢腺分泌物と思われるゼリ -様小凝固物と共に認める. 膀胱鏡所見:膀胱粘膜は 正常であるが三角部が底部よりやや膨隆する状態にあ る. 後部尿道鏡的には異常を認めない. 精液所見 自 淫により採取せしめた. 射精液量 5.0cc 赤褐色ゼリー 状で鏡検により多数の崩壊せる赤血球及び少数の白血 球を認める. 精子は全然認められない. 精嚢腺X線所 見:陰囊皮膚切開法により両側各々70% Endografin 5.0cc 宛経精管的に注入,注入後排尿せしめて膀胱に 溢流した造影剤を排泄せしめた後撮影した(以下全症 例全て同様方法によつた.) 両側精管合流部即ち正 中線に胡桃実大西洋梨状の異常陰影を認める。正常精 嚢腺の位置に両側共に僅かに未発達房状 の 陰影 を 認 め、精嚢腺の存在は確認出来るがその形態、発育状態 は明らかでない(附図1) 軽度の排尿障碍を訴える 為翌日尿道X線撮影を行なつた.尿道全体に狭窄,拡 張等の異常所見を認めないが、前日撮影せる精嚢腺は 未発育の単一な小管として判然と認められ又精阜部を 頂点として上述特有の囊腫様陰影が認められる(附図 2) 以上所見より射精管或は精囊腺の異常拡張と診 断し、且、血精液症状の消失を見ない為同拡張部の剔 出術を施行した.

手術所見:下腹部正中切開をなし,両精管及び尿管下部を剝離して膀胱背面に達した.両側精管膨大部は膀胱背面中央に於て,拇指頭大囊状の拡大部に開口しておるのが認められる.両側精囊腺は未発達ではあるが上記囊腫とは別に明らかに認められる.囊胞を穿刺すると粘稠度に乏しい精液様物質を認め,鏡検によつて少数乍ら不活動性精子及び赤血球を認め得た.囊胞を精囊腺及び精管膨大部を損傷せぬ様注 意して剝離し,基部に於て切除した.その後数回の精液検査では赤血球,膿球は混じないが,精子は依然証明されず所謂無精子症の状態である.

症例2 村〇真〇,31才,教員.

主訴:不妊.

家族歴及び既往歴: 特記すべきものはない. 現病 歴:生来頑健で著患を知らない. 5年前結婚し,性生 活にも何等支障はないが,子供に恵まれない. 配偶者 は婦人科的診察の結果妊孕可能の状態であると云う.

現症:体格栄養共に良好で外性器の発達も良く,他覚的には何等異常を認めない.精液検査:自揺により採取し鏡検したが,前立腺小体,各種上皮細胞は認めるが精子は存在しない.精囊X線撮影:経精管性にEndografin 各 2.5cc 宛注入したが右側は抵抗あり注入不能,左側のみ注入し得た.右側は陰影は認めないが,左側の精嚢腺は全体として嚢状に拡大し正常精囊腺に見られる如く蛇管状或は葡萄房状の形態を全く欠いている.精管膨大部は発育が不充分で陰影はやや不明瞭で,射精管の陰影も判然としない(附図3)

精囊X線撮影と同時に左側睾丸を生検,組織学的検査を行なつた.左睾丸組織像:間質は寧ろ肥厚し間質細胞の増加を認める.精細管は管腔の発達は正常で脚細胞も形態,数共に異常を認めないが,造精機転は全体として充分でなく,性細胞数も一般に正常睾丸に比し少い.然し各段階の性細胞は一応認められ,内腔には少数乍ら精子も存在する.右側の精管閉塞及び左側精囊腺の異常拡張による不妊と診断し,一応絨毛性ゴナドトロピン及び男性ホルモンによる治療を行なつたがその後数回の精液検査によつても精子を認めず,又患者は精嚢腺の剔出を承知しないまま現在に至っている

症例3 米〇真〇,32才,会社員.

主訴:不妊及び排尿障碍.

家族歴並びに既往歴:特記すべき事なし.

現病歴:生来健康で著患を知らない. 6年前結婚し、性生活も正常であるが子供を得ない. 某医により無精子症なる事を指摘され来院した. 尚配偶者は婦人科的に病的所見を認めていない. 又約1年前より何等

誘因なく排尿障碍を来した.特に再延性排尿の状態を 訴えているが軽度で,放置しておいたと云う.

現症:体格,栄養共に中等度,外性器の発育も正常 で視診上異常を認めない。直腸触診により前立腺上部 に嚢状の腫瘤を触れる.弾力性軟,表面は平滑で圧痛 はない。同部を圧迫した後の尿は軽度白色に混濁し沈 査の鏡検によつて各種上皮細胞を認めるが精子は存在 しない. 精嚢線X線撮影:両側精管膨大部の合流した 部分に相当して拇指頭大の円形陰影を認める. 両側精 養腺は上記陰影とは別に未発達単純な管として不明瞭 乍ら認められる(附図4) 睾丸組織像:右側睾丸を 生検法により検したが軽度の造精機能の低下が認めら れる他病的所見はない.以上所見から精管末端部の異 常拡張或は症例1同様単一化せる射精管の拡張があり それによつて不妊を来たしたものと診断し剔出術をす すめたが承知せず、止むを得ず直腸内マッサージのみ 施行したがこれのみによつて排尿障碍は著 明 に 回 腹 し、以後遺憾乍ら来院しないためその後の経過は不明 である.

症例4 才〇昭〇,28才,会社員.

主訴:右副睪丸部の疼痛性腫脹.

家族歴並びに既往歴: 2年前左結核性精索炎により 入院しその摘出術を受けている.

現病歴:約1週間前右副睪丸部の鈍痛を伴う腫脹に 気付いた.排尿障碍は認めず,尿意瀕数,排尿痛も訴 えていない.

現症:右副睪丸頭部が拇指頭大に腫脹し, 弾力性硬,表面は凹凸不平にて圧痛を訴える.

直腸触診により右前立腺上部に雀卵大の腫脹をふれ る. 軽度の圧痛があり表面は平滑で弾力性軟である. 前立腺両葉は寧ろ萎縮し硬く表面不平で結核性変化を 疑わしめる. 右副睪丸結核の診断の下に同剔出術を施 行し、その際、精管、睪丸吻合術を施行し、更に精管 の通過性を確かめる意味で精嚢腺X線撮影を 行な つ た. 右側精嚢腺は全体として鶏卵大の大なる嚢胞とし て認められ、通常精囊腺X線像に於て見られる主管、 憩室の発達はなく、又結核性変化にみられる陰影の濃 淡不規則な状態も存在しない(附図5) 又此の際特 記すべき事は一般に経精管性に精囊腺に向つて注入し た造影剤は精嚢腺を充満した後は射精管より後部 尿 道、膀胱へ溢流し、注入直後の膀胱尿には過剰な造影 剤が含まれるものであるが本症例ではエンドグラフイ ン 5.0cc 注入にも拘らず膀胱への溢流を認めず, 且 患者は注入に際して会陰部の膨満感を訴えた 点で あ る. これは射精管に狭窄或は閉塞があつて注入造影剤 が全て精嚢腺腔内に留まつたと考えるべきであろう.

術後抗結核療法を併用し,経過を観察しているがその 後は何等異常所見を訴えていない.

症例5土〇正〇,28才,会社員.

主訴:排尿障碍.

既往歴及び家族歴:特記すべき事はない.

現病歴:約半年前より何等誘因なく排尿時間の延長と残尿感を来たしたが,他に自覚症状なきため放置せる所,最近排尿後の軽度の尿淋瀝をも伴って来院した.

現症:体格栄養共に良好な未婚男子で、他覚的にも 異常を認めず外性器の発育も正常である. 膀胱鏡的に も粘膜に異常を認めないが三角部より底部に及んで拇 指頭の膨隆を認める. 後部尿道鏡に於て精阜部に同様 の膨隆と軽度の充血を認め、直腸内からの圧迫によつ て白色混濁液の漏出が認められるがその開口部の状態 は明らかでない、精囊X線撮影に於て両側精管及び精 嚢腺は軽度の発育不全を認めるが大体正常で射精管も 両側共明らかに認められるが、両射精管合流部に円形 の拇指頭大の陰影を認める. この陰影のみからはこれ の系統とは別個のものであるかは明らかでない(附図 本患者に対しては直腸内よりのマッサージによ り腫瘤部を圧迫せしめると共に手術用尿道鏡による後 部尿道特に精阜部の電気焼灼術を施行した所、電気焼 灼3回施行頃より上記症状は完全に消褪した. その後 は来院せず以後の経過は不明である.

症例6, 滝○昇○,24才,会社員.

主訴: 血精症.

既往歴並びに家族歴:特記すべき事はない.

現病歴:数ヵ月前自徑により採取せる精液に血液の 混じつているのに気付いた. 又射精に際し会陰部の不 快感を訴えるにいたつた. その後血精液は消失せず且 射精時の不快感も軽快しないまま来院した.

現症:体格栄養中等度の未婚男子で視診上異常を認めない. 直腸指診により前立腺中央部に軽度の弾力軟の腫瘤をふれ軽度の圧痛を訴える. 自淫により採取せしめた精液は量 5.0cc 赤褐色で鏡検によつて多数の不活動性精子,赤血球の他少数の膿球,上皮細胞,連鎖球菌を認める. 培養により溶血性連鎖球菌なる事を確かめ得た. 精嚢腺X線像:両側精嚢腺は発育は正常であるが陰影不規則で造影剤の精嚢腺腔内への瀰漫が不規則なる事を思わしめる.

即も精囊腺の炎症性変化を疑わしめる所見である。 この他に両側射精管合流中央部に拇指頭大球状の孤立 性陰影を認める。この陰影は精囊腺、射精管とは孤立 して存在しており、恐らく Müller 氏管残部への造影 剤の温流と考えられる(附図 7) 出血性精嚢腺炎及び Müller 氏管嚢腫と診断しテトラサイクリンの全身的投与と共に経精管性に筋注用テトラサイクリン 100 mg を左右 3.0cc に溶解して注入した. その後約10日の禁欲期間をおいて精液検査を行なつたが精液中の血液は著明減少し、射精時の不快感も減少した. 抗生物質注入後20日目の射精液は全く正常にて精子数67×105,運動率83%,果糖量 540mg/dl で異常を認めていない. 以上所見より血精液症は Müller 氏管残基の拡張によるよりも寧ろ出血性精嚢腺炎によるものと考え治療を中止して経過を観察しているが以後上記症状その他の再発を訴えていない.

症例7,城○一○,32才,教員.

主訴:不妊,無精液症.

家族歴並びに既往歴:約5年前肺結核(軽症)に羅 患,ストマイ,パス療法により約2年で略治した.そ の他に著患なく,性病は否定している.

現病歴:結婚後6年を経過するも子を得ない。妻は婦人科的に正常であると云う。性生活に異常はないが、約3年前より性慾の減退を自覚し、半月に一度位の割合で性交を行なつてきた。性交に際してオルガスムスはあるが射精時に精液の排出を全然認めないと云う。又幼少時より何等誘因と思われるものなく、尿線が細少で遷延性排尿を訴えている。

現症並びに経過:体格,栄養共に正常で且性器の発 育も良好である. 前立腺,精嚢腺は直腸触診上異常を 認めず、且同マッサージ施行後の尿沈査には一視野数 ケの非活動性精子を認める. 又手淫によるオルガスム スでは全然射精液は得られず、直後の導尿によつて採 取した尿は肉眼的に軽度白濁し、精液様分泌物の混在 を想わしめ、沈査中に多数の精子を認めるが、その運 動性はかなり減退し,弱い振子運動を行う の み で あ る. 精嚢腺X線像:主管の形態はやや小さいが, 憩室 の発達は両側共に正常、又主軸の角度が大で殆ど水平 位をとり所謂老人型を示している。特異な点は両側精 囊腺陰影の底部に小指頭大の球形の陰影が5ヶ規則正 しく併列して存在する点である. 即ち中央の陰影は両 側射精管の合流部に一致し左右に 2 ヶ宛同様の陰影が 認められる.此等の陰影が膀胱に溢流した造影剤によ るものでない事は、撮影が造影剤注入後排尿せしめた 後のものであり,又翌日の撮影に於ても同様陰影を認 めた点からも明らかである(附図8) 此等球形陰影 は精嚢腺基部の憩室が異常に拡張したものと思われる がX線像のみからは明らかにし難い、睪丸組織像は多 少の造精機転障碍を認める他病的所見はなく,尿道X 線撮影に於ては尿道海綿体部より球部にかけて明らか

な狭窄部を認め,且前立腺部の陰影が不規則化している。尿道ブジー挿入による尿道拡張術及び絨毛性ゴナドトロピン療法を行なつた所排尿障碍は改善されたが上記精液逆流の状態は不変のまま現在にいたっている。

症例8,井○吉○,28才,農業.

主訴:不妊.

家族歴並びに既往歴:特記すべき事はない。

現病歴:結婚5年になるが子供を得ない.妻は婦人 科的に正常である.性生活は正常で性慾も減退を感じ ていない.ただ数年前より何等誘因なく会陰部の圧迫 感,不快感を訴え,排便,排尿時に特に著しいと云う が障碍を感じる程ではない.

現症並びに経過:体格,栄養共に正常で外性器の発 育も良好である.直腸触診上前立腺左葉の上部に弾力 性軟なる鶏卵大の腫瘤をふれる.表面は平滑である. 自淫により採取した精液は5.0cc 正常の色稠, 粘稠度 を示すが鏡検上僅かに非活動性精子を認めるのみであ る. 精囊腺X線撮影:右側は造影剤が充満度不足で正 常の陰影は認められず、左側に鶏卵大の楕円形の陰影 を認め、その周辺に精嚢腺主管と思われる屈曲せる陰 影が存在するが明らかでない(附図9) 陰茎背静脈 より造影剤を注入して所謂 Pelvic phlebography を施行した所、右側の骨盤静脈は充分に描写されてい るが,左側は充満不足で陰影を認めない.恐らく上記 腫瘤の圧迫によるものと思われる(附図10) 精管末 端部の嚢様拡張及びそれによる無精子症と診断し,同 囊腫剔出術を施行した. 下腹部に Czerny 氏皮膚切開 を行い両側精管を分離、末端部迄剝離せる所、両側精 管は上記囊腫に開口し又精囊腺も同嚢腫内に開口して いる. そこで両側精管を末端部で切断し嚢腫を両側精 囊腺と共に剝離し後部尿道部で結紮の上切断した(附 図11) 剔出標本は直径約5.0cm の球状嚢腫様で両側 精嚢腺、両側精管は各別個に同嚢胞様拡張部に開口し ているのが認められた (附図12)(13)(14) 此の事は 拡張部内にあらためて造影剤を注入する事によつても 明らかである(附図15) 嚢腫内容物は粘稠度に乏し い軽度白濁液で鏡検によつて僅かに数視野に1~2ヶ の割合で非活動性精子を認めるが膿球、赤血球その他 異常所見は認めない.

組織学的所見:内腔表面は重層扁平上皮及び移行上 皮によつて被われ筋層の走行は不規則で軽度の細胞浸 潤を認める.射精管上皮の異常拡張の状態と考えられ る(附図16) 術後経過は順調で術前訴えていた会陰 部の圧迫感及び排尿,排便障碍は全く消失したが無精 子症の状態は勿論改善されていない.術後20日目全治

No.	氏	名	年 令	主訴	診 断 方 法	手 術	分 類
1	広〇	陽〇	29	不妊及び血精症	Vesiculographie	0	単一化せる射精管の拡張
2	村〇	真〇	30	不 妊	"	×	精嚢腺そのものの異常拡張
3	米〇	真〇	38	不 妊	"	×	単一化せる射精管の拡張
4	オ〇	昭〇	28	無 症 状	"	×	精嚢腺そのものの異常拡張
5	±Ο	EO	28	排尿障碍	"	×	Müller 氏管の拡張
6	瀬〇	昇	24	血精症及び射精時不快感	"	×	同 上
7	城〇	$-\!\circ$	32	不妊及び排尿障碍	"	×	精嚢腺一部の弧立性拡張
8	井〇	吉〇	28	不 妊	"	0	単一化せる射精管の拡張

第1表 自験臨床例

退院した.

# ■ 総括及び考按

以上,不妊,排尿障碍,血精症等を訴えて来院した患者に於て精囊腺X線撮影によつて精囊腺又は精管末端部に囊腫状異常陰影を認め得た8例に就てその経過を概述した.特にその内2例は手術によつてその発生母地を確かめる機会を得たものである.

名称:上述の如く此の部分の嚢腫様拡張に就 ては古来種々の名称を以て呼ばれており、又そ の成因は勿論、解剖学的な母地に就ても充分に 明らかにされていない 斯くの如き膀胱後面に 存在する嚢腫様拡張物に就いての報告は Smith (1872)いの報告以来20数例に及ぶがその名称は 報告者によつてまちまちであり、名称に対して 発生母地の確認がなされたか否かについても不 明の点が少くない 現在迄の名称を報告者の名 前と共に示すと第1表の如くである. 即ち, 精 囊腺嚢腫として記載せる症例が尤も多く English (1875)<sup>2)</sup> 以来大部分がこの名称によつて 報告されている. 本邦に於ても中尾 (1950)304) がこの名称を用いて以来, 宗, 野波 (1954)が石 神 (1953) 中島,柳瀬 (1958) が養腫として 報告している. 然し Bauer (1956)® は Seltene Erkrankungen d. Samenblase なる論 文に於て精囊腺癌の2例と共に本症の1例を報 告しその名称に就ては Cystische Degeneration d. Samenblase (Samenblasen Cyste)

として記載している.精嚢腺憩室 (Samenblase divertikel) としては Picker® が Basis divertikel として報告してから楠 (1947)10 も その1例を報告し、Sussbier (1948)<sup>11)</sup>. 下江 (1959) 12) 金沢, 福田 (1960) 13) の記載が見ら れる. 下江は嚢腫なる名称は精嚢腺内腔とは関 係のない所謂弧立性新生物に対してのみ用いる べきで精嚢腺内腔と交通した腫瘤に対しては憩 室なる名称を付けるのが妥当であろうと述べて いる. この他最初の報告者 Smith は Hydrocele of Seminale vesicle なる名によつて報 告しているが如何なる訳か彼以来との名称を付 けた報告には接していない。以上の報告とは発 生母地そのものを異にする点でいささか問題が 残るが Müller 氏管嚢腫としては Cubertoon (1947)<sup>14)</sup> Slocim, R. C., (1954)<sup>15)</sup> が報告 し,又 Harry<sup>16)</sup> 等は Cyst of prostatic utricle (Müllerian duct cyst) として生後 18ヵ月及び5才の幼児例を報告し、5才の幼児 は結石を伴い retropubic operation によつ て結石の剔出を行なつている. 又 Moore and Howe (1953)17) It Müllerian duct remna nt in the Male なる名称を用いている. 又上 記 Slocum, R.C. はその論文中に49例の Müllerian duct cyste の報告例を集録している. Müllerian duct の嚢腫と精嚢腺及び射精管末 端部の嚢腫様拡張とは勿論その発生母地から云 つて根本的に別個のものとして考えるべきが妥 当であるが Slocum の集録した報告中にも厳

密な意味で Müllerian duct cyste である か或いは吾々の所謂精管末端部の異常拡張であ るか判定不明な症例も数多く含まれて居り, English も後述の如く男子膀胱後面の嚢腫に就 ての分類に於て Mülles 氏管から発生する嚢腫 で膀胱後方正中線に存在するもの,及び前立腺 卵形嚢から発生する嚢腫をも本症の範疇内に入 れている. 吾々は最初血精症を伴つた1例(症 例1) に於ては精嚢腺嚢腫として報告したが, その後症例を追加する事によつて嚢腫なる名称 は楠、下江の云う如く射精管と交通を持つ点で 適格性を欠いていると考えられる. 然し憩室な る名称も一般に精嚢腺X線像を論ずる場合正常 の精嚢腺像にあつても主管, 憩室の二つを主と して記載している場合が多い。 即ち Pallin<sup>18)</sup> はその分類を

- A. Seminalvesicles with thin, twisted main tubes:
  - Short, uniformly developed diverticula.
  - Anomalous, partial strongly developed, many ramified or tmisted diverticula
- B. Seminal vesicules with thick, twisted main tubes:
  - 1. Uniformly developed diverticula.
  - 2. Few diverticula very strongly developed, ramified or twisted.

に分け diverticula なる名称を用いており、Picker<sup>19</sup>, 五島<sup>20</sup>・柳原 宮田<sup>21</sup>)・石神・森<sup>22</sup>)も同様分類に憩室なる名を使つている。此等の事実から考えて憩室なる名前も此等先人の正常精嚢腺に於ける憩室と混同する恐れが少くない。従つて此等の疾患群を同一名称によつて呼称せんとする事そのものに甚だ矛盾を伴うのであるが、強いて名付けんとするならば精嚢腺、精管末端部及び雄性子宮の異常拡張症(Pathological dilatation of Seminal vesicles or Seminal duct end, prosotatic utricles)とでも称すべきではなかろうか。而して尤も理想的な名称はその発生母地を解剖学的に解明した後始めて明らかにし得ると考えられる。

分類:以上の如く本症の名称はその発生母地,成因と極めて密接なる関係を持つものであるが,この点に就ては疾患群の分類を明らかにする必要がある。現在迄の報告によつても種々の分類が行われているが,その中 English の分類が尤も権威あるものとしてその後の報告の論文中にも引用されている。即ち彼によれば,1) Wolff 氏管の遺残物 又はその膨出部から発

- 1) Wolff 氏管の遺残物 又はその膨出部から発生せるもので、射精管の近くに存在し膀胱後壁の側面にあるもの。
- 2. Müller 氏管遺物より発生するもので、 膀胱後壁の中央部に存在するもの。
- 3. 前立腺卵形嚢 (Sinuspocularis) から発生するもので、その排泄口の閉塞により生じたもの。
- 4. 精嚢腺より発生しその一部の狭窄によつて生じたもの。

而して4の場合のみが正確な精嚢腺嚢腫と云い得るもので、これは個々の憩室の狭窄、閉塞によつて発生したもので稀なものではなく、又大きさも榛実大以下であるとしている.

中尾は自験例を含めて各種報告者の症例から 精嚢腺嚢腫を分類し,

- 1) 両側の精嚢が殆んど正常の型を呈し,嚢腫は精嚢以外のその附近から出ているもの.
- 2) 精嚢自身が嚢胞化して同側の腎尿管の欠損せるもの.
- 3) 単に精嚢自身が嚢腫化して他に殆んど奇型殊に同側の腎尿管に奇型のないもの。

の以上3つに分類し、又下江は精嚢腺憩室(嚢腫)の特殊性として、側方にあり、精路と交通があり、精子を証明し、血精液症を主症状とするものは大体精嚢腺を発生母地とするもので、余り大きくならず、たとえ頸部が狭くて嚢腫的色彩の濃いものも精嚢腺憩室と呼称すべきであり、これに反して、正中線にあり精路と交通がなく、精子を証明せず、非常に大きくなつためは大体非精嚢腺性で、嚢腫と称すべきで、Müller 氏管嚢腫が最も多いとしている。然しながら、English の分類にしても、理論的には甚だ正しいと考えられるが臨床上剔出術を行なつても、この4つの範疇の何れに入れるべきか判然

としない場合も少くない. 下江は精嚢腺憩室の 場合は上述の如く、精嚢腺X線撮影が可能で又 精子が証明され,血精液症を主症状とすると述 べているが、精嚢腺憩室に属するものでも、精 液中に精子の認められない場合 も あ り (自 験 2, 3例) 又X線的に陰影を認めても,全て精 嚢腺憩室とは確定し得ない事は吾々の自験 1, 8例によつても明らかである。自験例では所謂 射精管,精囊腺排泄管が同一部に開口し,単一 の嚢状となつて開口せるものが2例で此等は何 れも手術によつて確認し得た症例である(症例 1,8)他に精嚢腺そのものの一部又は全部が 異常に拡張せるものは3例(症例2,4,7) でその内第2例は精嚢腺全体が球状に拡張して 何等精嚢腺特有の主管、憩室の形態を示してお らず,第4例は大体精嚢腺の正常形態の状態を 保ちつつ巨大になつたものであり、第7例は左 右2ヶ宛及び正中線に1ヶ球状の異常憩室の拡 張が奇妙な形で規則正しく認められた興味ある 症例である. 然し以上3例は何れも手術によつ てその発生母地を確認し得た訳ではないので断 定はしえないが、X線陰影の状態から考えて恐 らく精嚢腺そのものの拡張であり、English の 所謂4型,下江の云う精嚢腺憩室に属すべきも のと思われる. 又射精管末端部に位置するが此 等の開口部とは離れて球状の小陰影を認めたも のが2例(症例5,6)認められた.此の小球 状陰影を示す嚢胞が所謂 Müller 氏管の異常拡 張によるものか否かは開腹術の機会を得なかつ た為,又 Müller 氏管囊腫に経精管性に注入さ れた造影剤が入り得るか否か明ら か で ない 今 日, 判然とする事は出来ないが, 2 例共に正常 に近い精嚢腺、射精管の陰影を嚢腫様陰影と別 個に認められる点から考えて,射精管末端,精囊 腺とは関係なき他の発生母地恐らくは Müller 氏管残基より発生したものと考えてよいである う. 残る1例(症例3)はX線的陰影から症例 1,8の如き単一化せる射精管の異常拡張によ るものと思われるが、手術的確認をなし得なか つた.

以上8例の臨床経験から我々は膀胱後面に存在する囊腫様拡張にしてX線的に影像可能なも

のに対しては次の3群に分つ事が妥当ではないかと考える.即ち,1.単一化せる射精管の異常拡張,2.精囊腺自身の一部又は全体の異常拡張,3.Müller氏管残基の異常拡張.

#### 1. 単一化せる射精管の拡張:

射精管自体の異常拡張であつて,自験例第1,第3,第8例がこれに相当する.第1並びに第8例は剔出術により明らかに射精管の異常拡張を確認した症例である.精嚢腺X線写真では第1例は附図1の如く,両側精管合流部即ち正中線やや左よりに胡桃実大,西洋梨状の異常陰影が認められる.更に翌日撮影した尿道X線撮影は形は同じであるがやや右に偏しての存在が見られる(附図2).又第8例でも附図9に示す如く同様正中線上より左側に偏した鷄卵大,楕円形の拡張像が見られる.

第3例の精嚢腺X線写真においても附図4に みられる如く, 両側膨大部の合流した部分に相 当して,拇指頭大の陰影が認められ,両側精囊 腺は上記陰影とは別に未発達の単純な管として 不明瞭乍ら認められる.以上3例の自験例に於 てみられる如く、射精管が単一化し、しかも異 常に拡張せるものの総括であつてこれら症例に あつては射精管口の閉塞とか狭窄も認められな かつた. 又か様な射精管の拡張のX線像は精管 合流部、即ち正中線上或いは左右いずれかに偏 して、西洋梨乃至楕円形の拡張像がみられ必ず しも,正中線上に存在するとは限らぬものであ る. 即ち第1例の精囊腺並びに尿道X線像にみ られる如く,撮影の体位によつても形状に変化 のみられることは述べるまでもないが、腸内容 殊に直腸内糞便の存在によつても,大いに形状 を異にするものである.

# 2. 精囊腺自身の一部又は全体の異常拡張:

本分類に属するものは、精嚢腺自身の一部の拡張或いは全体広範囲にわたる拡張すべてを包含するもので、吾々の報告例中、第2、第4及び第7症例の3症例が本分類に属し、第2及び第4例は殆んど一側全体の拡張なるに反し第7例は一部の拡張と考えうる。即ち附図3に見らるる如く第2例の精嚢腺X線像では、左側の精嚢腺は全体として嚢状に拡張し正常精嚢腺に見

られる様な蛇管状或は葡萄房状の形態を全く欠いている。又第4例においては附図5に認められる様に右側精囊腺は全体として鶏卵大の嚢胞状を呈している。次に第7例であるが附図8の如く,主管の形態は多少小さいが憩室の発達に略正常,しかし主軸の角度は大で殆んどで発んとで所謂老人型を呈している。本例に於て特異でて所謂老人型を呈している。本例に於て特異ではは,両側精囊腺陰影の底部に小指頭大球でないは,両側精囊腺陰影の底部に小指頭大球では、即ち中央の陰影は両側射精管の合流部に大変し、左右に2ヶ宛同様の陰影が認められる。又これらの球形陰影は精嚢腺基部の憩室が異常に拡張したものと考えられる。

#### 3. Müller 氏管残基の異常拡張:

経精管的に注入した造影剤が Müller 氏管に 入りうるか否かは現在迄解明されて居らず、吾 々が経験した2症例が果して、 Müller 氏管残 基の異常拡張か否かは開腹術を行い得なかつた ので判然としないが第5,第6症例にみられる 如く射精管末端部に位置しているがこれらの開 口部と離れて球状の小陰影を呈し、かつ殆んど 正常に近い精嚢腺、射精管の陰影と別個に認め られる点から考えて精嚢腺並びに射精管とは関 係なき他の発生母地恐らく, Müller 氏管残基 から発生したものと考えて良いと思う.即ち症 例5では附図6にみられる如く両側精管及び精 囊腺は大体正常で且、射精管も両側共明らかに 認められるが両射精管合流部に円形拇指頭大の 陰影をみとめる.又症例6は附図7にみられる 如く両側射精管合流中央部の拇指頭大球状の弧 立性陰影をみとめ、この陰影は Müller 氏管残 基への造影剤の溢流と考えて然るべきと思う.

以上吾々は膀胱後面に存在する囊腫様拡張にして、X線的に造影可能なものに対して8例の自験例を中心に分類を試みたのであるが、一方既報告症例に対しても吾々の分類により分析してみたいと思う.しかし何分にも此の種疾患の特に古い年代の報告は記載が充分でなく、且つ精嚢腺X線写真のない症例もあり確実なる分析を試みる事は不可能かと考えられるが、現在迄精嚢腺嚢腫或は憩室として報告されたものの内に、吾々の分類1の如き射精管末端部が単一化

して拡張したものが多分に含まれておる事は否定出来ない。少くともX線的に両側射精管が末端開口部迄判然と描写されていない数例が認められる(Francke<sup>23)</sup> Huggins<sup>24)</sup>)。分類2,即ち精嚢腺そのものの異常拡張に属すべき症例は極めて多い 本邦に於ける中島他,楠,下江,金沢他,中尾等の報告は殆んどここに属すると考えられ,外国文献に於てもX線的に証明されたものとしては,Stewart & Nicoll<sup>25)</sup>。Bauer<sup>8)</sup>,Heise<sup>26)</sup> 等の報告が認められる。分類3,即ちMüller氏管残基の異常拡張としてはCubertoon<sup>14)</sup>,Harry<sup>28)</sup> Slocum 等が考えられる。然し上述の如く手術によつてその発生母地迄精細に観察した報告は極めて少く,従つて分類3の決定は現在の所甚だ困難である。

成因:此等疾患の成因に就ては各々発生母地 が異なる点でも夫々異なつた因子の考えられる 事は勿論であるが少くとも分類1,2の場合は 先天性奇型の存否を除いては同種類の誘因によ る事も少くないと思われる。成因に就て English<sup>2)</sup> は 1) Wollf 氏管遺物 より 発生せるも の, 2) Müller 氏管より発生したもの, 3) 精 阜部附近の射精管の閉塞, 4) 反復せる慢性精 麋腺炎の4つをあげており、 又 Stewart & Nicollは結核、梅毒性変化がなく出血性疾患を 認めず而も囊内に精子を有する血液を充満する 点から射精管の閉塞を主張している.前立腺と の関係に就ては Schwalzwald<sup>27)</sup> は前立腺腫瘍 の発生の経過に於てその腫瘤による射精管の圧 迫が本症の発生を来たし得るとし,Heise<sup>26)</sup> も 前立腺肥大症に於て前立腺摘出術に際して4例 に精嚢腺 Empyem とも称すべき症例を認め, 同様の所見が精壺部に於ける炎症性変化に於て も認められる事を患者のX線像と共に報告し、 ここに対して精嚢腺の局所性アトニーなる表現 をしている. 又最近 Tritsch28) は副睪丸精虫 侵襲症を伴つた本症の1例を報告し、精虫侵襲 を来たすと同様の原因、即ち局所性炎症、外傷 等が誘因となつて精管末端部にかかる嚢腫様拡 張を来たすのであろうと推論しているが、興味 ある説と考えられる.要するに成因としては先 天性に何等かの異常があり、それに局所性の炎 症が加わつて精子の排泄管の一部に狭窄或いは 閉塞の起つた場合本症の発生が見られる訳であ るが,先天性異常のない場合でも分類2の如き は発生じ得るものでこの場合は Heise の云う 如く前立腺の肥大が原因となる事もあり又機能 的な障碍が一因となる事も否定出来ない。

症状:症状としては腫瘤の圧迫症状としての 下腹部不快感, 灼熱感, 直腸圧迫感, 排便障碍 及び疼痛, 会陰部疼痛等が報告されているが, 尿路症状として排尿障碍,排尿痛,尿道分泌,瀕 尿, 更には尿閉を訴える症例も認められる. 吾 々の症例では3例に排尿障碍を訴えその内1例 は精液逆流現象を伴つていた事は既述した所で ある. 性器症状としては血精液症が特異的であ る. 楠¹のの報告以来 Stewart & Nicoll²5, 中 尾8)4),中島,柳瀬7).下江12),金沢,福田18)(2 例)等の報告があるが吾々8例中にも2例に血 精液症が見られた. 此の事は本症の発生に炎症 性因子が重要である事を意味するものと考えら れるが、逆に本症の如き精液の貯溜停滞が二次 感染を容易ならしめたとも考えられる訳で此の 点は尚追求を要する問題であろう. 自験例に於 て興味ある点は8例中5例が不妊を訴えて来た 患者である事である. 現在迄の報告中明らかに 不妊を主訴として来院した症例は Bauer の僅 か1例を見るのみであるが、然しその他の症例 でも精細に観察すれば妊孕不能の状態にあると 考えられる症例が大多数であり、明らかに無精 子症,精子死滅症の存在を認めている症例も存 在する.本症が不妊を来たさしめる原因として は二次感染による血精液症の存在,又は症例7 の如き精液逆流症の他に精子の嚢胞内停滞によ る活性度の低下, 又嚢胞の圧迫による隣接副性 器の機能低下等が考えられるが,何れにしても 男性不妊の一つとしての本症の存在は看過し得 ず,原因不明の男性不妊に際しては一応本症の 存在を疑つてX線撮影を施行する事が必要であ ろう. 現に Bauer は不妊を訴えた本症の患者 に対し精阜部のドレナージ,電気凝固術の他に 剔出術を施行して後受精に成功せしめた興味あ る1例を報告している.

治療:自覚症状なく偶々精嚢腺X線撮影によ

つて発見された本症にあつては何等治療の必要 がない様であるが、かかる場合でも大部分は二 次感染等を伴つている時が多いから,経精管性 に各種抗性物質の注入を行なつて炎症の治療を 行う事が望ましい. 古い文献では腫瘤の大なる ものが多い為か直腸より内容液の穿刺を行なつ て治療せしめたとする報告が多いが (Smith, Fisk 等) Guitèras の如く腹壁より切開を加え た者, 又 Damski は直腸壁に瘻孔を形成して 治癒に成功している. 然しかかる穿刺法は種々 の危険を伴い又此の方法のみで永久治癒に導き 得るか否か疑問である. 根治術としては拡張部 の除去が適当である事は云う迄もない. 然し此 の場合上述 Bauer の例から考えても, 若し拡 張部が精子の輸送路に対し副枝的存在である場 合は出来得れば拡張部のみ切除して患者を妊孕 可能の状態として治癒せしめる事が望ましい. 自験第1例では精管膨大部,精嚢腺に侵襲を加 える事なく嚢胞状拡大部の切除のみを行なつた が、術後遺憾乍ら活動性精子を精液中に得るに 至らず、又第8例も精管末端部が単一化して膨 大していた例であつた為その剔出によつて睪丸 分泌液の排泄は不可能な状態となつた. 然し症 例によつては Bauer の如く嚢胞拡大部の切除 のみで或いは不妊の治療としての目的をも達し 得る場合も想像せられ今後の症例の治療に期待 する所が大と考えられる. 剔出術式としては一 般の精嚢腺剔出に準じて行うべきである. 現在 迄,楠, Bauer は坐骨直腸法により Deming は膀胱切開により、Steward & Nicolf は会陰 部切開, 中島, 柳瀬, 下腹部正中切開, 金沢, 福田, 旁直腹筋切開等が行なわれている. 吾々 は視野の拡大と尿管末端部の所見を明らかにす る為全て Czerny 下腹部横切開術を施行した が、X線的に陰影の正中線にあつてその発生母 地の術前不明の場合等特に試みてよい方法と考 える.

以上精管末端部,精囊腺等に於てX線的に拡張陰影を認めた8症例を報告すると共に文献学的考察を加えたが本症は, Tritsch,下江等も述べる如く従来考えられた様に差程稀な疾患ではなく,Nikolowski の系統的観察による大学

皮膚科患者の1%を占めると云う説はさておくとしても精査によつて可成多数の症例が経験されるであろう事は想像に難くない.特に男子不妊症の原因としての本症の存在は充分に注意すべきであり,特に治療によつて妊孕可能の状態に導き得る点をも考慮すれば今後尚研究すべき多くの点が残されていると思推される.

# Ⅳ 結 論

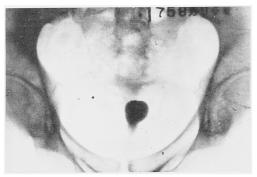
- 1) 吾々の経験した精嚢腺並びに精管末端部の異常拡張を認めた8例に就てその経過を概述し、内2例は剔出術を施行してその発生母地を確かめ得た事を報告した。
- 2) 以上の経験から本症は精囊腺嚢腫,同憩室等種々なる名称で報告されているが精嚢腺並びに精管末端部の異常拡張症と呼ぶべきであり,又分類としては1)単一化せる射精管の拡張.2)精嚢腺の一部又は全体の異常拡張.3) Müller 氏管残基の異常拡張の三つに大別すべきであると主張した.
- 3) 男性不妊を訴える患者に本症の存在が多く認められ,又本症の大部分が受精不能の状態にある事実より,原因不明の男性不妊にあつては一応本症を疑うべきであり,又剔出によつて妊孕可能の状態に導き得る可能性のある事を述べた。

(本論文の一部の要旨は第24回東日本泌尿器科学会 東部連合地方会に於て発表した。)

#### 文 献

- 1) Smith.: Lancet., 2 558, 1872.
- 2) English.: Med. Jahrb. Wien., 1875.
- 3) 中尾:皮と泌,12:84,昭25.
- 4) 中尾:皮と泌,14:215,昭27.

- 5) 宗・野波:日泌尿会誌,45:44,昭29.
- 6) 石神:皮紀要, 49:261, 昭28.
- 7) 中島·柳瀬:日, 泌尿会誌, 49;731, 昭33.
- 8) Bauer, K. M.: Zeitsch. f. Urol., 49: 287, 1956.
- 9) Picker. Voelcker., Chirurgie d. Samenblase, 1912.
- 10) 楠: 自泌尿会誌, 38:35, 昭22.
- 11) Sussbier. : Zbl. f. Chirg., 3: 27, 1948.
- 12) 下江: 泌尿紀要, 5:600, 昭34.
- 13) 金沢·福田: 泌尿紀要, 6:44, 昭35.
- 14) Cubertoon, L. R.; J. Urol., 58 1, 134, 1947.
- 15) Slocum, R. C. J.Trans. Southeast Sec. Ann. Urol., 26: 1954.
- 16) Harry, M. S. & Chenowth, V. C.: 14) より引用.
- 17) Moore. & Howe.: J. Urol,. 70: 781, 1953.
- 18) Pallin.: Arch. f. Anat. u. Entwicklungsgesch., 1901.
- 19) Picker. Zeitschr. f. Urol. Chirur., 28: 343, 1929.
- 20) 五島:福岡医誌, 25:昭5.
- 21) 柳原 宮田: J. Orient. Med., 23: 85, 1935.
- 22) 石神·森:日独医報, 4:2, 1, 1959.
- Francke, H. Zentbl. f. Allg. Path. a.
  Path. Anat., 41 145, 1927—1928.
- 24) Huggins.: 3) より引用.
- 25) Stewart. & Nicoll. J. Urol., 62 189, 1949.
- 26) Heise. G. W. Zeitsch. f. Urol., 49 9, 1956.
- 27) Schwarzwald. 8) より引用.
- 28) Tritsch, H.: Der Hautarzt., 9: 12, 538, 1958.
- 29) Nikolowski.: 28) より引用.



附図1症例1の精囊腺X線像(分類1)



附図2 症例1の尿道X線像(精囊腺X線撮影併用)



附図3 症例2の精嚢腺X線像(分類2)



附図4 症例3の精囊腺X線像(分類1)



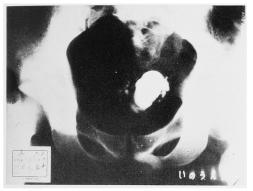
附図5 症例4の精囊腺X線像(分類2)



附図6 症例5の精嚢腺X線像(分類3)



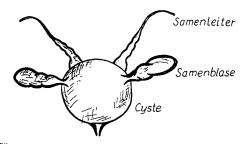
附図7 症例6の精囊腺X線像(分類3)



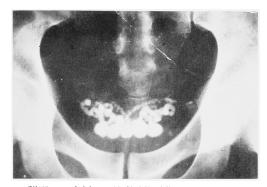
附図9 症例8の精囊腺X線像(分類1)



附図11 症例 8,拡大部剔出術時,周囲より剝離,創 面に露出せし所



附図13 症例 8, 剔出標本より考えられる拡大部シエ



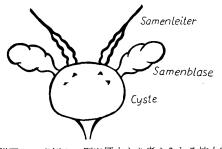
附図8 症例7の精嚢腺X線像(分類2)



附図10 症例8の骨盤静脈X線像

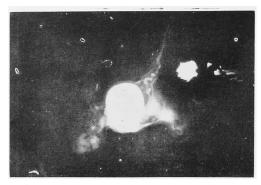


附図12症例8,剔出標本

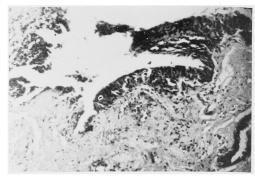


附図14 症例8,剔出標本より考えられる拡大部シエ

\_\_\_



附図15 症例 8 の剔出標本内にX線造影剤注入時



附図16 症例8の剔出標本組織像